



訪問する両首脳夫妻 1

早期警戒機 (E-2D) 及び滞空型無人機 (グローバルホーク) の整備、現有の早期警戒管制機 (E-767) の能力向上並びに新たな固定式警戒管制レーダーの開発を行うほか、前記 II 4 に示すとおり、航空警戒管制部隊に 1 個警戒航空団を新編するとともに、移動式警戒管制レーダー等を運用するための基盤の太平洋側の島嶼部への整備及び見通し外レーダー機能の強化により、隙のない情報収集・警戒監視態勢を保持する。

(ii) 航空優勢の獲得・維持

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空能力の総合的な向上を図る。

近代化改修に適さない戦闘機 (F-15) について、戦闘機 (F-35A) の増勢による代替を進めるとともに、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機 (以下「STOVL機」という。) を新たに導入する。この際、隊員の安全確保を図りつつ、戦闘機運用の柔軟性を更に向上させ、かつ、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合には STOVL 機の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦 (「いずも」型) の改修を行う。同護衛艦は、改修後も、引き続き、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事するものとする。なお、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解には何らの変更もない。また、近代化改修を行った戦闘機 (F-15) について、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上を行う。さらに、戦闘機 (F-2) について、ネットワーク機能等の能力向上を行う。

将来戦闘機について、戦闘機 (F-2) の退役時期までに、将来

令和元年 5 月 28 日、安倍総理は、神奈川県横浜須賀野市でアメリカ合衆国のドナルド・トランプ大統領夫妻と護衛艦「かが」を訪問しました。

総理は、自衛隊及び在日米軍の隊員への激励の中で次のように述べました。

「本日は、トランプ大統領と共に、自衛隊、米軍の諸君の勇姿に接する機会を得たとを、心からうれしく思います。
日本は、トランプ大統領と、自衛隊、米軍を激励するのは、史上初めてのことです。日米両国の首脳がそろって、自衛隊、米軍を激励するのは、これまでになく強固なものとなります。日米同盟は、私とトランプ大統領の下で、これまでになく強固なものとなりました。この『かが』の艦上に、我々が、並んで立っていることが、そのあかしであります。

トランプ大統領、あなたの友情に心から感謝します。そして、日本の自衛隊と米軍が、今、私たちと同様、深い友情で結ばれていることを、共に喜び合いたいと思っております。

インド・太平洋を自由に開かれたものにし、地域の平和と繁栄の礎となしければならない。その、揺るぎない意志をここに立つ私たち全員が、完全に共有します。

この護衛艦『かが』は、昨年、西太平洋からインド洋に及び広大な海において、米海軍と密接に連携しながら、地域の海軍との協力を深めました。

今後、本艦を改修し、STOVL (ストーブル) 戦闘機を搭載することで、我が国と地域の平和と安定に一層寄与していきます。地域の公共財としての日米同盟の更なる強化に向けて、日本は、しっかりとその役割を果たしていく。これからも、不断の努力を重ねていく考えです。

ちとより、強固な日米同盟は、日米の隊員一人一人の努力によって支えられています。

自衛隊の諸君、昼夜を分かたず、自由で平和な海を守り続ける諸君を、私は、誇りに思います。

祖国から遠く離れた地で、我が国と地域の平和と安全を守り、日米同盟の抑止力を高める在日米軍の皆さん、そして、その最高司令官であるトランプ大統領に、敬意を表するとともに、改めて感謝を申し上げます。

地域を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中において、平和と安定を守るために、日米隊員諸君の、今後ますますの活躍を大いに期待しています。」

Remarks by President Trump Aboard the JS Kaga

NATIONAL SECURITY & DEFENSE

Issued on: May 28, 2019

JS Kaga

Yokosuka, Japan

10:45 A.M. JST

PRESIDENT TRUMP: Well, thank you very much. And I want to start by saying Happy Memorial Day. Happy Memorial Day. It's a great day.

Thank you very much. And, you know, we had a tremendous couple of days with the Prime Minister. He's a great gentleman, great leader. And I just want to say that our First Lady and I are very honored to be here today on the JS Kaga. That's a great ship. They love this ship. You all love the ship, right? You feel good about it, don't you? I do too. I feel very safe on this.

And I'm honored to be with my friend, the Prime Minister, and Mrs. Abe, and the extraordinary men and women of the United States Navy's Seventh Fleet and the Japanese Maritime Self-Defense Forces.

It was a great honor last night and this morning to meet and greet your new Emperor and Empress — two very, very special people. Spectacular. And we got to know them, and they're going to do a tremendous job for Japan. Going to make you very proud.

On behalf of the First Lady and myself, I want to take a moment to send our prayers and sympathy to the victims of the stabbing attack this morning in Tokyo. All Americans stand with the people of Japan and grieve for the victims and for their families.

Our thanks to Ambassador Hagerty, Mrs. Hagerty, Vice Admiral Phil Sawyer, and Rear Admiral Gregory Fenton for joining us today. Thank you very much. Thank you.

My thanks as well to Admiral Hiroshi Yamamura and also to Captain Hideki Mizuta, who commands this magnificent ship, for joining us today. Thank you very much. I appreciate it.

At this very historic moment, as Japan begins Reiwa and the Reiwa era, we celebrate the U.S.-Japan alliance and the friendship between our freedom-loving peoples.

Our armed forces train and serve together around the world, including right here. Very special. In fact, this is the only port in the world where an American naval fleet and an allied naval fleet are headquartered side-by-side. The American and Japanese sailors stationed in this bay are living testaments to the enduring power of our incredible partnership.

As you know, Japan recently announced its intent to purchase 105 brand new, stealth F-35 fighter aircraft. The best in the world. This purchase would give Japan the largest fleet of F-35s of any of our allies. And soon, this very ship will be upgraded to carry that cutting-edge aircraft. With this extraordinary new equipment, the JS Kaga will help our nations defend against a range of complex threats in the region and far beyond.

I want to thank my friend and your Prime Minister — he's an extraordinary man — for his commitment to improving Japan's defense capabilities, which also advances the security of the United States of America.

And to all of the incredible American and Japanese service members here today, it has been a true privilege to visit with you. On behalf of all Americans, we extend our deep gratitude for everything you do to safeguard our people.

Again, thank you. God bless you all. Thank you very much. Thank you.

END

10:54 A.M. JST

— 安保改定について長々とお話をうかがってまいりましたが、最後に数点お尋ねしたいと思います。そもそも旧安保条約をどのように変更していかうかとお考えになった時、憲法をはじめとするいろいろな制約があったかと思うのです。もし憲法とりわけ第九条の制約がなかったとするならば、総理はあの安保条約をどのように改定なさったのか。やはり完全な相互防衛型条約にするおつもりでしたか。

岸 うん。その通りです。もし憲法の制約がなければ、完全に双務的な条約になつたらうと思うんです。日本が侵略された場合にはアメリカが、そしてアメリカが侵略された場合には日本がこれを助けるという、いわば日米一体の完全な双務条約になつたでしょう。しかし、いまの憲法はそれを許さないからね。日本の憲法が特別のナニであつたために、アメリカの上院では例のバンデンバーグ決議というのがあつて、日本との完全な双務条約は認められないんだ（一九四八年六月米国会議で採択されたいわゆるバンデンバーグ決議の第三項は、米國が「自助及び相互援助を基礎」にしてのみ地域的その他の集团的取り決めに参加すべきことを謳っている。米國の立場は、この条項における「自助及び相互援助」の力を日本は持っていないのだから、その日本と双務条約を結ぶことはできない、というものであつた）。だから、この新しい日米安保条約ではつきりアメリカが日本防衛の責任を負うと明記するについては、

相当ダレスが苦心したと思うんです。日本の憲法によれば、日本は、アメリカの日本防衛に相応する義務をアメリカに負えないわけだからね。日本としては、ただ基地を提供すると、憲法の範囲内で防衛力を漸増するという非常に気の抜けた対応になつてゐるわけだ。

日米安全保障条約

第三条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

北大西洋条約 (NATO)

第三条 締約国は、この条約の目的を一層効果的に達成するために、単独に及び共同して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する個別的及び集团的な能力を維持し発展させる。

は、日本の同盟国、「要するに、もう限定しますよ、新三要件に基づいて我が国が集団的自衛権を發動できる相手は、今の三者のうちアメリカだけにしましょう。」ということでお尋ねがございました。

それに対して私は、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法九条の解釈の基本的な論理はこれは維持した上で認識が改められて、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも自衛の措置として武力行使が容認されるとしたものでございます。

その後、小西委員が「分かりました」ということで、改めて政府委員にその前提で聞いたところ、そういう説明であれば、そのように理解をしますということでございます。

要するに、このときの議事のやり取りは、新三要件を認めた上での議論でございます。私はお答えしましたが、今回はそれを満たさなく一般的な開かれたものでございますので、それは違いますがお答えしたわけでございます。

○広田一君 大臣、自分の質問に本当に明確に答えていただきたいんです。

議事録を精査した上での御答弁ということでございますけれども、これ明確に、五月十二日の答弁においては、先ほど質問した点については、「そういう説明であれば、そういうふうな理解をしております」というふうな政府参考人は述べているわけでございます。政府参考人は大臣に代わって答弁をしているわけであって、そうであるとする、これはまさしく防衛省の正式な答弁なわけでありませぬ。

この話と今大臣が述べておられることというところは、これは矛盾をするわけでございます。それから、これについてはしっかりと整理をして御答弁をいただきたいというふうに思います。再度お願います。

○国務大臣(中谷元君) 全く矛盾しておりませぬ。

五月十二日の御質問は、これ、新三要件に基づいて我が国が集団的自衛権を發動できる相手はというと、私がお答えをしまして、「分かりました」と、じゃ、もう一度、確認のため防衛省に聞きますということ、その政府参考人が「そういう説明であれば、そういうふうな理解をしております」ということで、あくまでも新三要件、これを前提とした質問にお答えしたわけでございます。

今回は、その新三要件を言わずに広田委員が質問をされたわけでありまして、その攻撃だけでは満たさないと。その文章全体を見ますと、憲法の精神にのっとったということ、これは当然、新三要件が認められた場合に限るということでございます。

○広田一君 それでは聞きたいと思いますが、守防衛の定義と、今、中谷大臣が言われております新三要件の第一要件、存立危機事態とは相入れないんです。相入れないんです。

つまり、新三要件の第一要件は、他国、つまり密接な国に対して武力攻撃があったのみでは武力行使をすることは当然ありません。つまり、我が国の存立が脅かされて明白な危険がなければならぬわけでありませぬ。

そうであるとするならば、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するという存立危機事態の要件をここに当てはめようとした場合に、つまり限定的な集団的自衛権を行使しようとする場合は、この点は、相手からの武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するというのは、必要条件であるけれども、十分条件ではないんです。分かりますか。必要条件ですけれども、十分条件ではないんです。

というのは、六月十一日、参議院の外交防衛委員会が横長官の方も答弁にあるように、その推移とか影響など様々な要素を勘案しなければならず、直ちに明白な危険と認定されない場合も当然

あるわけでございます。つまり、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使をするからだけでは、これまで中谷大臣が御答弁されております明白な危険、つまり存立危機事態を読み取ることはできないんです。この①からは読み取ることができないんです。必要條件は書いてありますけれども、必要十分条件はこの①には書いてありません。これは解することは私は不可能、無理だということに思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 相手から武力攻撃を受けたときと、従来、専守防衛の説明に用いていた、相手から武力攻撃を受けたときも我が国が武力攻撃を受けたときを指すものと考えられてきました。他方、先ほど説明いたしましたけれども、昨年七月、閣議決定をいたしました。この憲法九条の解釈の基本的な論理は維持した上で、今後、他国に対して発生する武力攻撃であつたとしても、その目的、規模、態様等によっては我が国の存立を脅かすことも現実には起こり得るという認識から、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも自衛の措置として武力行使が容認されるとされたものでございまして、先ほど説明をいたしましたけれども、相手から武力攻撃を受けたときというのは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むと解しております。

以上で、全く矛盾しておかしいところはないと思っております。

○広田一君 大臣、よろしいですか。

この①の、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使をするというのは、言うように、新三要件で他国、密接な国に対する武力攻撃なんです。このことは確かに当たります。しかし、それによっていわゆる我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福を追求する権利が根底から覆される明白な危険というのはここからは読み取ることができないんです。

つまり、この①に書いておられるのは、今の中谷大臣の御答弁は必要条件なんですけれども、この①では十分条件ではないんです。ここから読み取ることが不可能なんです。どういうふうな解したらこの①から今のこの存立危機事態を読み取ることができるのか、この明確な答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) この文章を全部読んでいただくと、最後に「憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいう」と、憲法の精神にのっとったということでございます。昨年の閣議決定によりまして基本的な論理はこれは維持をしております。これまでも三要件と新しい三要件、これは維持をしておりますので、何らその点は変わりがないということでございます。

○広田一君 大臣、今この全体のお話をされておりますけれども、自分が質問をしているのは、この例えはその態様とか必要最小限とか、これは今後、専守防衛の定義を議論するときにもしっかりとやっていかなければなりません。しかしながら、今ここで聞きをしているのは、この①の部分でどういうふうな理解をしてくるかということなんです。

ここで初めて防衛力を行使するというところは、確かに武力攻撃が発生したというふうなことであります。しかし、それだけでは存立危機事態を認定することはできないんです。それはそうですよね。その後の態様とか必要最小限というのは、例えば第二要件とか第三要件とかそういうところを示しているんだらうというふうに思いますが、しかし、この①のところは第一要件